

視察・調査活動 実施計画書 政務活動費 《事前》審査書		整理番号	0509001-1			
		会派名	富山市議会自由民主党			
		議員名	舎川智也			
調査研究費	会派承認欄					
☐ 研修費 ☐ 広報広聴費 ☐ 要請・陳情活動費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 人件費 ☐ 事務費	起案日 R5.7.5 承認日 R5.7.5	代表者 	経理責任者 	申請者(議員) 		
特記事項						
高田重信 0516002 成田光雄 0512005 舎川智也 0509001 松井邦人 0506001 豊岡達郎 0505005 高原 譲 0503005 飯山勝彦 0501003						
項目	内容				留意点	
1 実施者	松井邦人、飯山勝彦、高原譲、豊岡達郎、舎川智也、成田光雄、高田重信（以上7名）					
2 実施日程	令和5年7月14日（金）					
3 行程	行程表の通り ※別途添付				政務活動のための合理的な経路か。 政務活動以外の行程が含まれていないか。 宿泊が必要か。	
4	視察1	視察・調査先	大田区			目的と市政、行政課題等の関連性、調査内容等の具体性、調査方法の妥当性、事前調査の結果等はどうか。
		視察・調査先面談予定者	大田区立御園中学校分教室みらい教室（大田区池上3-27-6 03-5755-3783）担当 未定			
		視察・調査の目的、内容	【内容】不登校特例校について先進事例を学ぶ 【目的】不登校特例校設置に向け、先行事例を学び反映させていく			
	視察2	視察・調査先	中央区			
		視察・調査先面談予定者	分身ロボットカフェDAWNver.β（中央区日本橋本町3-8-3 03-3527-2136）担当 未定			
		視察・調査の目的、内容	【内容】外出困難者等の新たな雇用形態について先進事例を学ぶ 【目的】外出困難者等の雇用創出に向け、先行事例を学び反映させていく			
	視察3	視察・調査先				
		視察・調査先面談予定者				
		視察・調査の目的、内容				
5	実施経費及び 政務活動費の 支出予定額 （振込手数料含まない）	交通費	26,640円			対象費用及び単価見積が適切か。 政務活動費充当方法は適切か。 按分率適用の分母は適切か。（混在不明な部分が対象。明確な部分は当初除外してあるか。）
		日当	3,000円/日×1日			
		宿泊費				
		その他				
		合計額	29,640円			
		按分率(充当率)	100% × 50%			
		支出額(合計額×按分率)	29,640円			
6 取引規定	■抵触なし				取引制限の確認	

0509001

御 旅 程 表

JAなのはな 生活課 観光事業

富山市豊田本町3-18-21

TEL 076-438-2214

FAX 076-438-3670

令和5年6月22日

担当



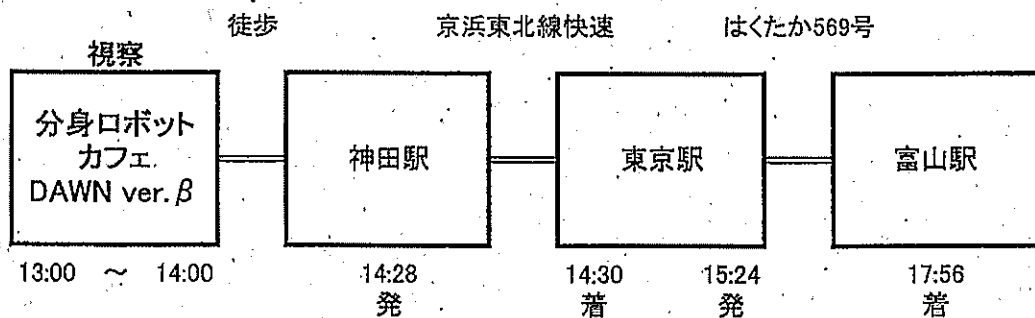
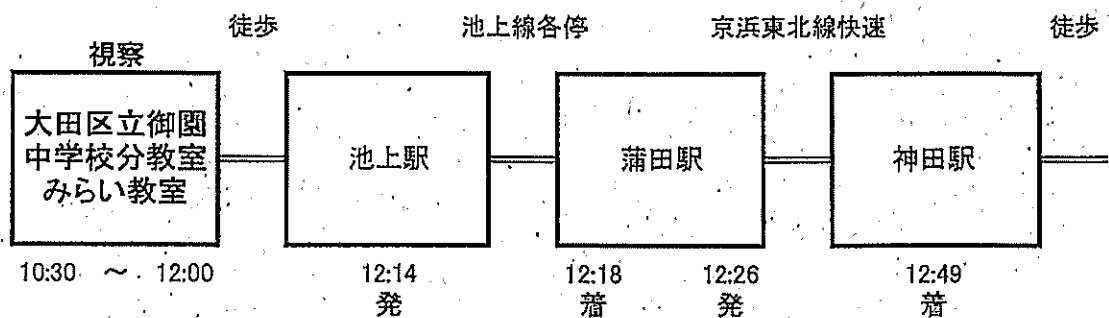
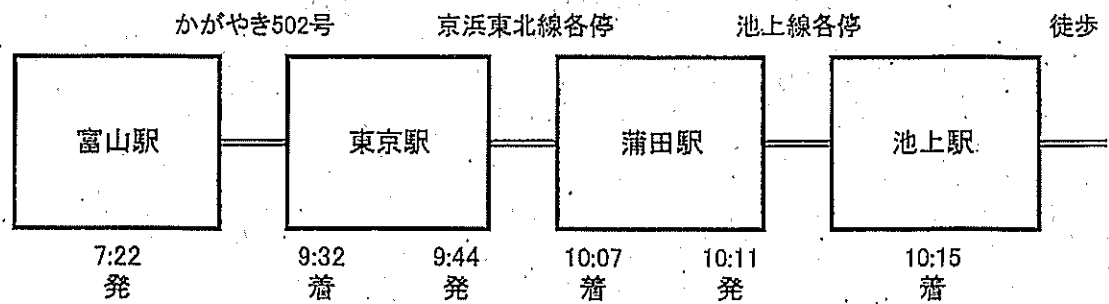
富山市議会自由民主党 舎川智也			様	旅行先		東京 行政視察						
旅 行 日			令和5年7月14日 令和5年7月14日	人 数	大人		小人	計	泊	日	車船中	泊
					男	女					旅 館	泊
日程	月日	曜日	行 程 表									
1	7月14日	金	7:22 9:32 9:44 10:07 富山駅===かがやき502号===東京駅===京浜東北線===蒲田駅									
			10:30 ~ 12:00 12:26 大田区立御園中学校分教室みらい教室(視察) 蒲田駅===									
			12:49 13:00 ~ 14:00 京浜東北線===神田駅...徒歩10分...分身ロボットカフェDAWN ver. B(視察)									
			14:28 14:30 15:24 17:56 徒歩10分...神田駅===京浜東北線...東京駅===はくたか569号===富山駅									

概 算 費 用 御 見 積 り				(責任人数 5名)		
J	R	富山～蒲田	13,160	宿泊料金		
J	R	蒲田～神田	320	食事費		
J	R	神田～富山	13,160	宴会費		
J	R					
定期観光バス代						
高速有料道路代						
有 料 駐 車 代				寸志・その他		
ハ・ス 航 送 代				添乗経費		
乗 船 券				乗務員昼食		
入 場 入 拝 料				総費用計		26,640

- コースの見方
- バス ・
 - 車 ☺
 - JR □
 - 私鉄 ■
 - 飛行機 ・
 - フェリー ・
 - タクシー ・
 - 徒歩 ・

富山市議会自由民主党 視察行程表

日程 令和 5 年 7 月 14 日 (金)

7月14日
(金)

【視察項目】

- ・不登校特例校について
- ・外出困難者等の新たな雇用形態について

備考

【訪問先:大田区立御園中学校 分教室 みらい教室】
〒146-0082 大田区池上3-27-6
TEL:03-5755-3783 FAX:03-5755-3784

【窓口:大田区議会事務局】
〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号(区役所本庁舎10階)
TEL:03-5744-1474 FAX:09-5744-1541
井石 様 <gikaichosa@city.ota.tokyo.jp>

【担当:大田区教育委員会 指導課】
〒144-8623 大田区蒲田五丁目37番1号
TEL:03-5744-1435 指導主事 折田 様

【分身ロボットカフェ DAWN ver.β】
〒103-0023 東京都中央区日本橋本町3-8-3
日本橋ライフサイエンスビルディング3 1F
TEL:03-3527-2136
[redacted] 様 <dawn@orylab.com>

視察・調査活動 実績報告書 政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票				整理番号	0509001-2	
				会派名	富山市議会自由民主党	
				議員名	舎川智也	
調 査 研 究 費	起 案 日		会 派 承 認 欄			
研 修 費	R5.8.18		代表者	経理責任者	申請者(議員)	
広 報 広 聴 費	承 認 日					
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	R5.8.21					
会 議 費	支払件数	1	支払日(口座振込完了日)		R5.8.21	
資 料 作 成 費	起 案 日		支 払 完 了 報 告			
資 料 購 入 費	R5.8.21		代表者	経理責任者	申請者(議員)	
人 件 費	承 認 日					
事 務 費	R5.8.25					
特 記 事 項						
高田重信 0516002 成田光雄 0512005 舎川智也 0509001 松井邦人 0506001 豊岡達郎 0505005 高原 譲 0503005 飯山勝彦 0501003 ※共通資料(現地対応者の名刺写し及び対応現状写真)は松井議員に添付してあります。						
項 目		内 容				留意点
1	実施者	松井邦人、飯山勝彦、高原譲、豊岡達郎、舎川智也、成田光雄、高田重信(以上7名)				
2	実施日程	令和5年7月14日(金)				政務活動のための合理的な経路か。政務活動以外の行程が含まれていないか。宿泊が必要か。
3	行程	行程表の通り ※別途添付				
4	視察 1	視察・調査先	大田区立御園中学校分教室みらい教室			目的と市政、行政課題等の関連性、調査内容等の具体性、調査方法の妥当性、事前調査の結果等はどうか。
		視察・調査先 面談予定者	大田区教育委員会事務局:折田和宙			
		視察・調査の 目的、内容	【内容】不登校特例校について先進事例を学ぶ 【目的】不登校特例校設置に向け、先行事例を学び反映させていく			
	視察 2	視察・調査先	分身ロボットカフェDAWNver.β			
		視察・調査先 面談予定者	分身ロボットパイロット:			
		視察・調査の 目的、内容	【内容】外出困難者等の新たな雇用形態について先進事例を学ぶ 【目的】外出困難者等の雇用創出に向け、先行事例を学び反映させていく			

項 目	内 容	留意点
視察・調査活動 の内容	【視察1】大田区立御園中学校分校教室「みらい学園」 大田区は小・中学校ともに不登校が年々増加し対応に追われている。不登校は、多様で複雑な要因・背景によって、児童・生徒が「結果として不登校状態になっている」という状態であり、教育の観点だけでとらえて対応することが難しい場合がある。大田区は、こうした現状のもと、「大田区不登校対策アクションプラン」を策定し不登校の状態によって、子どもたちの豊かな心や未来を創り出す力が阻害されないよう、個々の状況に応じて社会的な自立につながる支援の方向性を明らかにし、不登校施策に取り組むとしている。富山市としても令和6年度を目処に「不登校特例校設置」の設置に向け検討を進めるとしていることから大田区の先行する取り組みや教育方針等、実態を調査する。 【視察2】分身ロボットカフェDAWNver. β (株)オリィ研究所が運営する、外出困難者である分身ロボット『OriHime』&『OriHime-D』を遠隔操作しサービスを提供している常設実験カフェである。テクノロジーによって、多様な人々の新しい社会参加について実現するため、富山市が目指すスマートシティの取り組みのひとつとして分身ロボットの可能性を探る。	
5 市政への影響、 反映、成果等	【視察1】大田区立御園中学校分校教室「みらい学園」 現在、大田区全28校の小中学校を不登校対策事業実施校として位置づけており、人員配置については、「登校支援コーディネーターとその負担軽減講師」、「養護教諭補助」、「登校支援員」、「登校支援アドバイザー」、「スクールカウンセラー」、「スクールソーシャルワーカー」を配置している。しかし、みらい学園ではこれら職員を常駐としていない。不登校特例校の人員配置についてその必要性和緊急対応度合いをみながら富山市にあった配置を議論すべきである。みらい学園には、相談室が二つ設置されており、『温室に温室をつくらない』という理念のもとカウンセリングを中心とした相談室と、もうひとつは一人で何とか登校したもののすぐには集団にはなじめない生徒がひとりで落ち着くまで利用する場所が用意されている。この相談室を分けていることについては、生徒の状態に配慮したものであり重要と考える。不登校特例校設置の児童生徒は基本的には前向きに学びたい子ども達であり、その姿勢を後押しする設備としてこの配慮は重要と考える。また保健室のベッド数については、1台の設置にとどまる。当初、もっと多くのベッドが必要との議論があったが、結局は現在のベッドはほぼ使われていない状態にあるとのことであり不登校児童の現場を知らない勝手な思い込みからくるものであり、これら設備の多くは先行する自治体と情報交換を密接に実施し設備のあり方について考える必要がある。1年生、2年生の教室の机の配置は大机で生徒同士や教員も親しみながら授業を進めるが、3年生は個別の机で学ぶことになる。これは、その後の社会に馴染めるように、普通の教室の配置としている。この段階的な学びの場と生徒に寄り添う態勢整備により高等学校では不登校を克服し87.2%の生徒が進学を選択している点に注目すべきである。施設設備云々ではなく、まず知るべきは、不登校の児童生徒は、大勢は苦手、みんなと同じ速度で給食が食べられないなどという自らではどうしようもない環境に悩み、学校生活に馴染めない子供たちが多くであり、子ども達の「学びたい」という気持ちに寄り添い独り立ちを促せるかという視座に立つことが大切であることを学んだ。あわせて、不登校特例校を設置すること自体で不登校が解消するものではなく社会全体で子供を育てるという機運を高めていくことこそ重要であると提言していきたい。 【視察2】分身ロボットカフェDAWNver. β 入り口でロボットと挨拶を交わす中で、その声の主は、 からそのロボットを操作しお客様の出迎えをしているという。席に案内されると、そこにも小型のロボット『OriHime』が設置されており、メニューをとってくれる。声の主をパイロットと呼ぶが、そのパイロットは からコミュニケーションをとっているとのことである。この店で働くパイロットは身体や精神に障害を持った方々であるがロボットを通して全国で活躍している。障害者の活躍の場が増加したとのことに加え当然労働対価による自立も実現されている。今後は飲食関係のみならず、障害者の活躍の場がロボットを通して広がると考えている。そのひとつとしては、高齢者の見守りや声がけなど、民生委員の独居高齢者宅への訪問活動の代替も可能ではないかと考える。独居の高齢者宅に会話できるロボットを設置することが可能になれば、ひとりで多くのロボットを管理できる当該システムは非常に有効な福祉施策になり得る。人口減少に伴いスマートシティを標榜する富山市にとって福祉人材の不足をテクノロジーで補完していくことは重要であり、この分身ロボットとの親和性も非常に高いのではないかと考え、障害者活躍と福祉の連携をこのロボットを通して引き続き研究していきたい。	目的と市政、行政課題等の関連性、調査内容等の具体性、調査方法の妥当性、会派内での報告・情報共有等の対応等。 政務活動のみの内容か。 政務活動以外の政党活動、選挙活動、後援会活動等とみなされる表現、構成になっていないか。 政務活動費を支出できる内容か。(金額、1/2、支出不可)
その他 及び 政務活動以外で 取り扱った内容		

項 目		内 容			留 意 点	
実施経費 及び 政務活動費支出額	旅費	支出金額	26,640円	支出方法	☐ 債権者口座 ☒ 議員口座 (立替)	対象費用及び単価見積が適切か。 按分率適用の分母は適切か。 政務活動費充当方法は適切か。 (混在不明確な部分が対象。明確な部分は当初除外してあるか。)
		支出先	舎川議員【立替え支払い先】JAなのはな			
		支出内容及び積算根拠	JR代 26,640円(富山駅-蒲田駅:往復) 別紙領収書のとおり			
	日当	支出金額	3,000円	支出方法	☐ 債権者口座 ☒ 議員口座 (立替)	
		支出先	舎川議員			
		支出内容及び積算根拠	7月14日(金) 1日分 3,000円/日×1日			
		支出金額		支出方法	☐ 債権者口座 ☐ 議員口座 (立替)	
		支出先				
		支出内容及び積算根拠				
		支出金額		支出方法	☐ 債権者口座 ☐ 議員口座 (立替)	
		支出先				
		支出内容及び積算根拠				
		支出金額		支出方法	☐ 債権者口座 ☐ 議員口座 (立替)	
		支出先				
		支出内容及び積算根拠				
取引規定		■抵触なし				
経費総額		29,640円	按分率 (充当率)	100% ・50%		
按分率適用対象経費 及び 按分理由						
政務活動費 支出(充当)額		29,640円				

請求書

0509001

令和5年7月6日

請求書NO. 690

富山市議会 自由民主党 舎川 智也 様

富山県知事登録220号

なのはな農業協同組合

生活課 観光事業

〒931-8540

富山市豊田本町3-18-21

TEL076-438-2214

FAX076-438-3670

責任者印

担当者印

ご請求金額

26,640 円

旅行日

令和5年7月14日

ご精算予定日

令和5年7月13日

種別・摘要

人員・数量

単価

金額

7/14 富山駅～東京駅～蒲田駅 JR普通指定席

1

13,160

13,160

7/14 蒲田駅～神田駅 JR乗車券

1

320

320

7/14 神田駅～東京駅～富山駅 JR普通指定席

1

13,160

13,160

合計金額

26,640

振込先

取引銀行 なのはな農業協同組合 西部支店

口座名 JAなのはな旅行センター 普通口座 6000116

恐れ入りますが振り込み手数料は、お客様負担でお願いします。

貼付用紙

No. 248280

市議会

領 収 書

市民会 鈴木智也様

令和 5 年 7 月 11 日

千	百	拾	万	千	百	拾	円
2			7	2	6	6	40

但 銀行 振込等として

上記正に領収いたしました



なののはな農業協同組合

収入印紙

取扱者印

〈ご注意〉 組合の領収年月日および取扱者印のないものは無効です。また、訂正した場合、訂正印のないものは無効です。
領収いたしました小切手・手形等が万一決済されなかったときは、本書と引換えに小切手・手形等をお返しいたします。

振 替 証 明 書

会派名 富山市議会自由民主党

金 額	29,640	円
-----	--------	---

上記金額を次の者の口座へ振替したことを証明します。

令和5年8月21日

経理責任者

高原 譲



氏 名	合 智 也	受領印	
-----	-------	-----	--



年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 05-08-04*	お利息 電話料	*67,400	普通預金 高田議員	*9,840,528
2 05-08-04*		*29,640	普通預金 高田議員	*9,810,888
3 05-08-12			*46	*9,810,934
4 05-08-15		*2,999	0764316101	*9,807,935
5 05-08-18*	振込資金	*29,640	普通預金 豊岡議員	*9,778,295
6 05-08-18*		*67,400	普通預金 成田議員	*9,710,895
7 05-08-18*		*3,380	普通預金 高田議員	*9,707,515
8 05-08-18*		*3,380	普通預金 高田議員	*9,704,135
9 05-08-18		*2,165	インターネット代	*9,701,970
10 05-08-18*		*23,835	タブレット端末通信料	*9,678,135
11 05-08-21*		*3,380	普通預金 成田議員	*9,674,755
12 05-08-21*		*29,640	普通預金 高田議員	*9,645,115

13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24

(お知らせ)

1. 前記のご振出のあるお取引のときは年月日欄に*と表示します。
2. 振込金をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。

クレン
トリクテ

▶ お支払いできる日

お支払できる日時は、所定の
不食店時間内となります。

普通預金通帳

店番号

口座番号

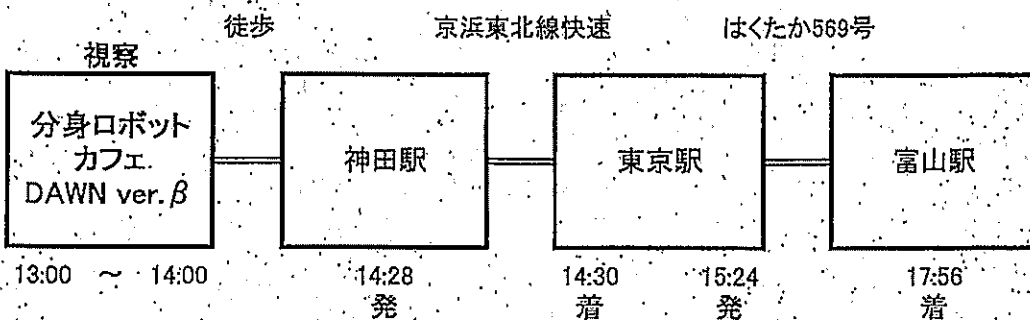
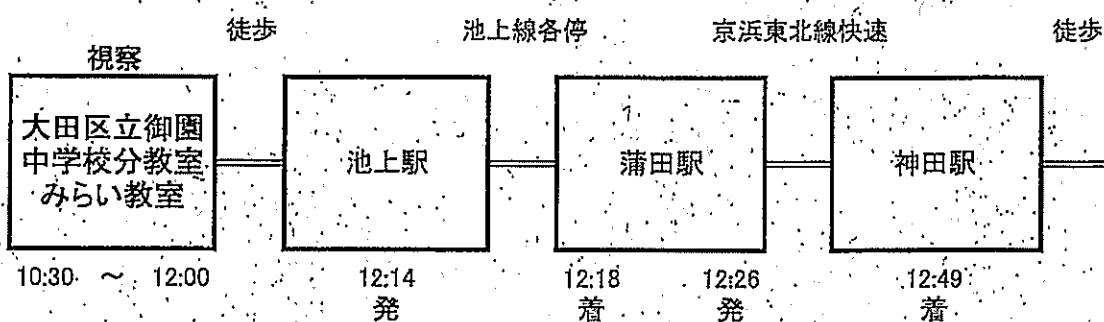
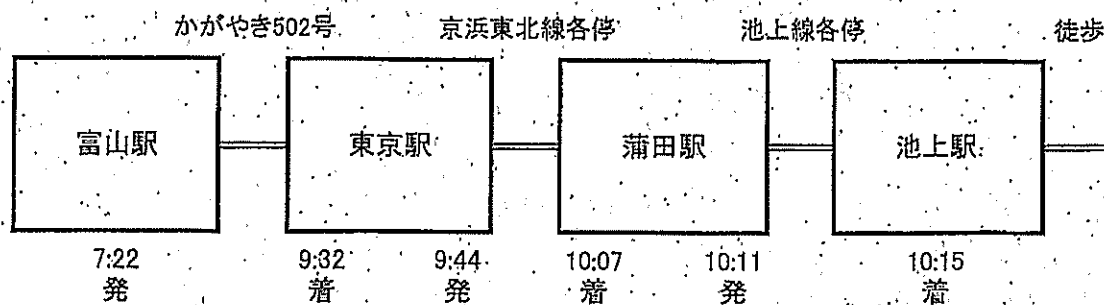
富山市議会自由民主党様

北陸銀行

富山市議会自由民主党 視察行程表

日程 令和 5 年 7 月 14 日 (金)

7月14日
(金)



【視察項目】

- ・不登校特例校について
- ・外出困難者等の新たな雇用形態について

備考

【訪問先:大田区立御園中学校 分教室・みらい教室】
〒146-0082 大田区池上3-27-6
TEL:03-5755-3783 FAX:03-5755-3784

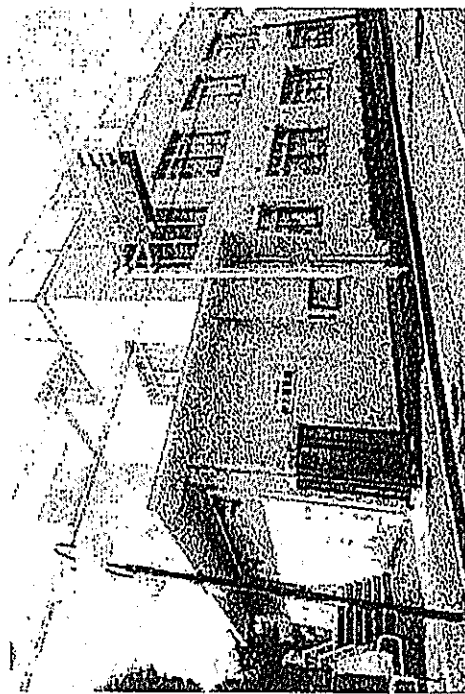
【窓口:大田区議会事務局】
〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号(区役所本庁舎10階)
TEL:03-5744-1474 FAX:03-5744-1541
井石 様 <gikajchosa@city.ota.tokyo.jp>

【担当:大田区教育委員会 指導課】
〒144-8623 大田区蒲田五丁目37番1号
TEL:03-5744-1435 指導主事 折田 様

【分身ロボットカフェ DAWN ver.β】
〒103-0023 東京都中央区日本橋本町3-8-3
日本橋ライフサイエンスビルディング3 1F
TEL:03-3527-2136
[redacted] 様 <dawn@orylab.com>

大田区不登校対策アクションプラン

(令和3年度～令和5年度)



令和3年3月
大田区教育委員会

はじめに

教育基本法第1条には、教育の目的として「人格の完成」と「社会の形成者としての資質・能力の育成」が掲げられている。また、第5条には、「義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。」と示されている。

本区が令和元年6月に策定した新たな教育振興基本計画である「おおた教育ビジョン」では、子どもたちが現実社会を理解し、思考し、他者と連携・協働しながら、新たな価値を創造するという人間ならではの資質・能力を生かし、主体的に未来社会を創造する力を身に付けてほしいと考え、テーマを「豊かな人間性をはぐくみ、未来を創る力を育てる」とした。そして、重点的に進める6つの教育プランの一つを「プラン1 未来社会を創造的に生きる子どもたちの育成【未来】」とし、これからの未来社会を見据え、社会の変化に主体的に対応し未来を創る力として「コミュニケーション能力」「論理的、科学的な思考力」「情報活用能力」「ともに生きる力」「健康増進・体力向上」の5つの資質・能力に富む子どもを育てる教育施策を推進している。

一方で、国の調査によると、平成30年度の不登校児童・生徒数は、約16万5千人と6年連続で増加し、そのうちの約6割が90日以上欠席しているなど、憂慮すべき状況となっている。こうした状況の中、国は、不登校児童・生徒への支援について初めて体系的に定めた「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」を平成28年12月に成立・公布し、平成29年2月に完全施行した。

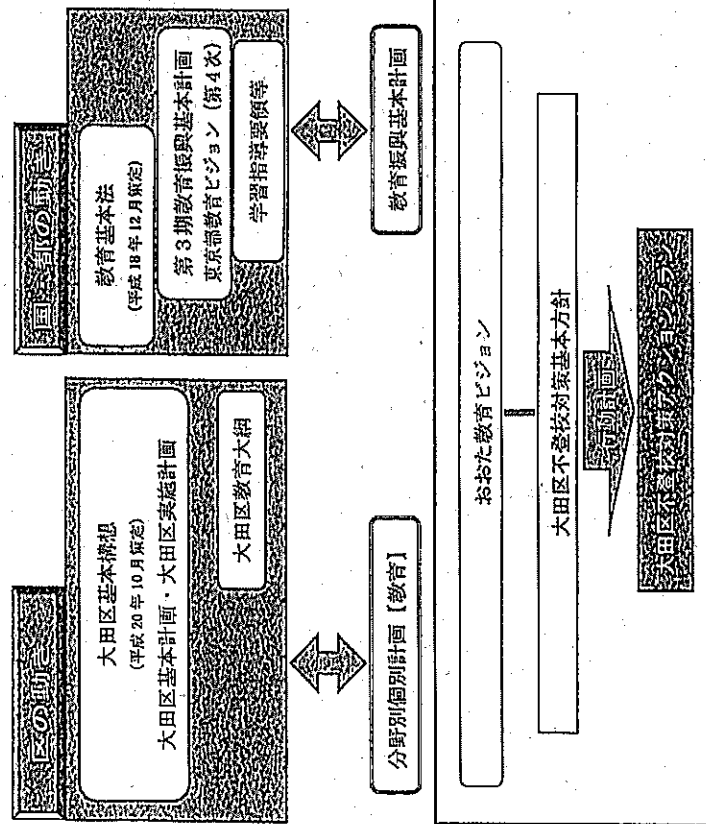
本区においても、不登校については、小・中学校共に3年連続で不登校出現率が増加するなど、喫緊の課題として捉えている。東京都のモデル事業の成果を受けて、不登校対策事業実施校を平成30年度から指定し、登校支援コーディネーターが中心となって校内の不登校対策を推進するなど、様々な不登校の施策に取り組んでいる。

不登校は、多様な要因・背景によって、児童・生徒が「結果として不登校状態になっている」という状態であり、教育の観点だけで捉えて対応することが難しい場合がある。不登校の時期が、その児童・生徒自身にとって、休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味をもつ一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在する。

本アクションプランは、不登校の状態によって、子どもたちの豊かな心や未来を創り出す力が阻害されることのないよう、個々の状況に応じて社会的な自立につながる支援の方向性を明らかにし、本区の不登校施策の取組について体系的にまとめたものである。

1 大田区不登校対策アクションプランと大田区不登校対策基本方針

- 1 本アクションプランの位置付け
平成17年4月に策定した「大田区立学校における不登校対策要綱」の改定を行うとともに、不登校児童・生徒の増加や「教育機会確保法」の施行等、不登校を取り巻く状況の変化に対応し、不登校対策の更なる充実を図るため、具体的な行動計画を定めた。
- 2 計画期間
第3期大田区教育振興基本計画である「おおた教育ビジョン」との整合性を図るため、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)の3年間を計画期間とする。
- 3 他の計画との関係



II 大田区不登校対策基本方針

大田区不登校対策基本方針

令和3年2月15日 大田区教育委員会決定

不登校とは、多様な複雑な要因・背景によって、児童・生徒が「結果として不登校状態になっている」という状態であり、学業の遅れをはじめ進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在する。不登校児童・生徒への支援については児童・生徒が不登校となった要因を的確に把握するとともに、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、個々の児童・生徒に応じたきめ細やかな支援策を組織的・計画的に講ずることに加え、社会的自立に向けて進路の選択支援を積極的に行うことが重要である。

これまで大田区教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会均等の確保等に関する法律」(平成28年12月。以下「教育機会確保法」という。)及び国の「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会均等の確保に関する基本指針」(平成29年3月 文部科学大臣決定)並びに「児童・生徒を支援するためのガイドブック」(平成30年12月 東京都教育委員会発行)に基づき、不登校防止等のための対策に取り組んできた。しかし、不登校児童・生徒が増加傾向にあることや、その原因の多様化・複雑化に鑑み、これまで以上に総合的かつ効果的な対策を推進することを目的として、「大田区不登校対策基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定する。

1 基本方針策定の意義

不登校の問題は、教育の観点だけで捉えて対応することが難しい場合もあるが、一方で、児童・生徒の成長に関わって教育が果たす役割が大きいことから、学校や教育関係者がいっそう充実した指導や家庭への働き掛け等を行うことが必要である。

基本方針は、全ての児童・生徒が安心して生活できる学校環境を構築し、豊かな人間性をはぐくみ、未来を創る力を伸ばす目的のもと、大田区(以下「区」という。)-教育委員会、区立学校、家庭、地域社会その他の関係機関が相互に連携し、不登校の未然防止、早期支援、長期化への対応等の総合的な対策を効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

2 教育機会確保法における不登校児童・生徒の定義

不登校児童・生徒とは、相当の期間学校を欠席する児童・生徒であって、学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のために就学が困難である状況として文部科学大臣が定める状況にあると認められるものをいう。

3 不登校への基本的な考え方

全ての児童・生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けることができるよう、学校における環境の確保が図られるようにするとともに、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるよう、不登校に対する基本的な考え方を次の4点とする。

(1) どの児童・生徒にも起こり得るものとしての捉え

不登校については、児童・生徒の問題行動として捉えるのではなく、様々な要因により登校に困難を生じている状態であり、どの児童・生徒にも起こり得るものとして捉えること。

(2) 未然防止・早期支援の重視

不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味をもつことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益、社会的な自立のリスクも存在するため、未然防止や早期支援が重要であること。

(3) 組織的・計画的な取組

児童・生徒に対して教育が果たす役割は大きく、学校や教育委員会には児童・生徒や家庭への働き掛け、関係機関との連携協力等のネットワークによる支援を図り、未然防止から長期化への対応までの組織的・計画的な取組を行うこと。

(4) 社会総がかりの取組

児童・生徒が不登校となる要因が多様化・多様化するに際し、学校が関係者及び関係機関と連携し、迅速かつ的確に対応できるようにする。そのために、保護者や地域住民、関係機関との連携を強化し、社会総がかりで取り組む。保護者は、その保護する児童・生徒が不登校及び不登校傾向になった際には、家庭での話し合い等や学校をはじめとする関係機関との相談・連携を通して、児童・生徒の社会的自立を促す。また、地域住民及び関係機関は、不登校の情報を得た場合には、学校や保護者の相談により協力的な取組に協力する。

4 学校の取組

学校は、以下の観点に基づいて手だてを講じ、不登校の未然防止、早期支援及び長期化への対応に努める。

視点1 校内の組織体制の整備

(1) 不登校対策を推進する担当の指名

中学校においては、学校長が正規教員の中から不登校対策を推進する「学校支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）」を指名するものとする。「コーディネーター」は、「不登校対策事業実施要領」に定める業務を行い、学校において不登校対策の中心的役割を担うものとする。

小学校においては、学校長が「不登校対策推進担当」を指名する。「不登校対策推進担当」は、「コーディネーター」に準じた業務を行う。

(2) 人的支援の活用等、組織的な対応

不登校児童生徒に対し、学校内の教職員が適切な役割分担の下で協力的に

対応するとともに、「不登校対策事業実施要領」に定める「登校支援員」や「養護教諭補助」等の人的支援を活用し、組織的な対応を行う。

(3) 「不登校対策委員会」の設置

不登校児童生徒の状況について定期的に話し合う「不登校対策委員会」を実施し、それぞれの役割や関わりを確立するとともに情報交換を行う。また、「不登校対策委員会」には関係機関や専門家、地域の人材を招聘し、協力的に対応できる体制を確立する。

視点2 「居場所づくり」「きずなづくり」による不登校の未然防止

(1) 不登校対策の年間計画の作成

「居場所づくり（教職員が主導して、学校や学級を全ての児童・生徒にとって落ち着ける場所にする）」と「きずなづくり（児童・生徒が主体となり、日々の授業や行事などで、全員が活躍し、互いが認められる場や機会があること）」を位置付けた不登校対策年間計画を作成し、計画に基づいた教育活動を実施する。

(2) 各種調査の活用

児童・生徒個々への「学校生活調査」や「学級集団調査」を活用したアセスメントを行うことで、各学級の「居場所づくり」「きずなづくり」の状況を客観的に評価し、結果をもとに児童・生徒への指導や学級づくりの改善を行う。

視点3 個に応じた支援

(1) 「個別対応計画書」の作成

不登校児童生徒の状況把握と今後の支援計画として「個別対応計画書」を作成し、教育センターと連携しながら不登校の解消に努める。

(2) スクールカウンセラーや大田区子ども家庭支援センター等の関係機関との連携

児童・生徒が不登校となる要因が多様化・多様化していることに、児童・生徒及びその保護者をケアし、支えるためにスクールカウンセラーや大田区子ども家庭支援センター等の関係機関と早期から連携する。また、連携が取りにくい家庭には地域とも連携する必要がある。学校は必要に応じて「不登校対策委員会」に関係機関を招聘し、協力的に対応する。児童・生徒や保護者に関係機関の利用を積極的に促す。

(3) 学びの保障及び集団への帰属意識の維持

不登校児童生徒に対し、ICTの活用等を行いながら通知文書や学習資料の提供を行い、学校復帰への負担を軽減するとともに社会への帰属意識を維持できるようにする。

(4) 不登校児童生徒の登校に当たっての体制の確立

学校復帰への不安解消や、欠席期間の学習内容の補充等を考慮し、段階的な復帰等、児童・生徒の状況に応じた配慮を行う。なお、不登校の初期や、段階的な復帰時等に児童・生徒を受け入れるための場所の確保及び人員の配置に努める。また、いじめや教員による不適切な言動や指導等（以下「いじめ等」とい

う。)が原因で不登校となっている場合には、その原因に対して毅然とした対応をとり、児童・生徒又はその保護者の希望により、十分な教育的配慮のうえ、学級替えの措置を柔軟に検討する。

(5) 不登校児童生徒の出席の取扱いに関する配慮

教育支援センター（適応指導教室「つばさ」）や民間施設等に登校している不登校児童生徒の出席については、「太田区立学校における不登校児童生徒の出席の取扱いガイドライン（改訂版）」に基づき、校長が妥当だと判断した場合については出席として取扱うよう配慮する。なお、その趣旨を不登校児童生徒、保護者及び関係機関等に十分周知する。

(6) 校種間の連携による情報の確実な引継ぎ

不登校児童生徒に対し、昇進の段階を捉えた切れ目のない支援を行うため、入学や進学、転学時の情報交換を活用し、一貫した対応を行う。

5 教育委員会の取組

教育委員会は、以下の視点及び手だて等により、不登校の未然防止、早期支援及び長期化への対応に努める。

視点1 教員の資質・能力の向上

(1) 研修の実施

各課調査の分析方法の研修や実際の結果を分析する研修を実施し、校内におけるアセスメントの向上を図る。また、教育相談研修、「コーディネート」や「不登校対策推進担当」に対する研修等において不登校対策に関する専門的な講義を行い、教員の資質・能力の向上を図る。

(2) 不登校に関する「連絡協議会」の実施

本区の不登校対策事業の説明や各校の不登校の現状や取組について情報交換を行う「連絡協議会」を実施し、効果的・先進的な取組の普及を図る。

(3) 「登校支援アドバイザー」の派遣

教育委員会及び教育センターの担当職員と連携・協力し、個々の不登校児童生徒への効果的な対応への助言を行うための職として、専門家に「登校支援アドバイザー」を委嘱し、学校の要請に応じて派遣する。

視点2 居場所の確保

(1) 不登校児童生徒の登校に当たっての体制構築への支援

不登校の初期や段階的な復帰時等に児童・生徒が選択的に居場所とできるスペースの確保及び人員の配置を学校が行うに際し、必要な措置の実施に努める。また、いじめ等が原因で不登校となっている場合には、児童・生徒又はその保護者の希望により、十分な教育的配慮のうえ、転校の相談に応じる。

(2) 教育支援センター（適応指導教室「つばさ」）における支援

学校外における不登校児童生徒への支援・指導のため教育支援センター（適応指導教室「つばさ」）を開室し、心因的理由等で不登校児童生徒の居場所の1つとして位置付け、段階的に学校復帰への援助を行う。教育支援センター（適応指導教室「つばさ」）の担当者は、児童・生徒の在籍校と連絡を密にし、情報

共有を行うとともに、必要に応じて学校を訪問し、教職員に助言を行う。

(3) 不登校特別校の設置に向けた準備

学校教育法施行規則第56条等に基づき、教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することのできる「不登校特別校分教室」を設置し、不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程に基づいた指導を行う。

「不登校特別校分教室」を開室した後、「不登校特別校」の設置に向けて準備する。

視点3 不登校児童生徒の学習支援の充実

不登校児童生徒に対し学習の機会を保障するために、各種関係機関との連携やICT等を活用した学習支援の整備を行う。

視点4 個に応じた指導の確保と負担軽減のための事業の実施

不登校児童生徒に対し、より個に応じた指導を行えるよう、対応に当たる教職員の負担軽減に必要な事業を行う。

視点5 学校外の民間施設との関係の構築

社会的自立に向けた支援の観点から、フリースクール等の「学校外の民間施設」との連携を図る。

視点6 児童・生徒・保護者への直接的な働きかけ・支援

(1) 不登校に関する教育相談の充実

不登校児童生徒自身や、その保護者・家庭を支援し、個々の状況に適切な対応を行うために、教育センター所属の教育相談員による教育相談の場を設ける。

(2) スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問

家庭に係る状況等で登校できない児童・生徒に対し、家庭訪問等を行い、当該児童・生徒及びその保護者の支援を行う。

(3) 「メンタルフレンド」の派遣

不登校児童生徒の心の拠り所として、話し相手や遊び相手となる大学生である「メンタルフレンド」を家庭及び教育支援センター（適応指導教室「つばさ」）に派遣する。

6 その他

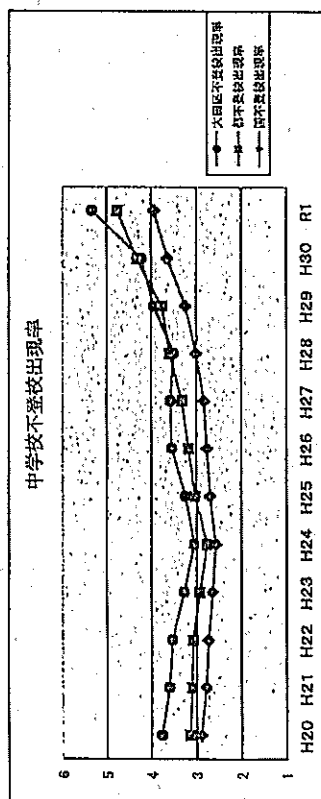
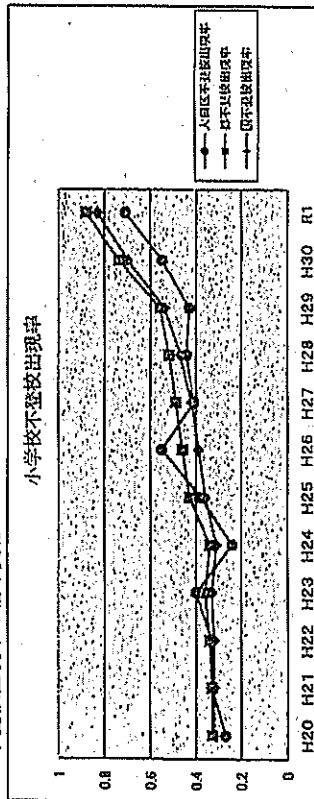
区及び教育委員会は、この方針に基づき取組状況を確認し、その結果に基づき、必要に応じて適切に対応していく。

Ⅲ 大田区の不登校に関する実態と現状

1 大田区の不登校児童生徒数と出現率及び復帰率

		R1 年度	R1 年度
小学校	不登校者数(人)	209	不登校者数(人)
	在籍者(人)	29339	復帰者(人)
	出現率(%)	0.71	復帰率(%)
中学校	不登校者数(人)	584	不登校者数(人)
	在籍者(人)	10946	復帰者(人)
	出現率(%)	5.34	復帰率(%)

2 不登校出現率の経年変化



「出現率」とは、「不登校者数」を「在籍者」で割った数で表している。小学校では、国

や東京都の出現率より下回るものの、平成 29 年度以降は国や東京都と同様、増加傾向にある。一方、中学校では、国や東京都の出現率より高い傾向にあり、平成 28 年度以降は国や東京都と同様、増加傾向にある。特に令和元年度の中学校においては、東京都よりも出現率が低い状況となった。

また、「復帰率」とは、「復帰者(指導の結果登校する又はできなくなった児童生徒)」を「不登校者数」で割った数で表している。教育の機会確保法により、小学校では 33% が、中学校では 15.6% が学校復帰につながった。しかし、中学校の復帰率が 15% 程度であることが考えられ、このことから、不登校児童生徒の学校復帰に結び付きにくい状況となることが見てとれる。このことから、不登校児童生徒を生き残らせるようにすることの必要性が明らかであり、未然防止が重要な意味をもつと言える。

なお、平成 29 年 2 月の教育の機会確保法により、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICT を活用した学習支援など、多様な教育機会を確保する必要があると示されたことにより、不登校児童生徒の居場所が多様化し、社会的にも学校復帰だけが適切な支援ではなく、一人一人にあった様々な支援につなげていくこととする傾向が強まった。加えて、本調査による「不登校者数」は、在籍校において年間 30 日以上欠席した(病気や経済的な理由による者を除いた)者を対象としており、教育の機会確保法で示す教育支援センターやフリースクールなどの民間施設が居場所となっており、社会的自立に向けた適切な支援が受けられている者であっても、「不登校者数」と計上されてしまう現状がある。本調査における「不登校者数」が平成 28 年度以降、国、東京都、本区と、いずれも増加傾向にあることは、これらの背景が深く関連していることも留意すべきである。

3 大田区における不登校になったきっかけと考えられる状況

学校に係る状況	区	分	小学校	中学校	計
学校に係る状況	いじめ		1	0	1
	いじめを除く友人関係をめぐめる問題		33	130	163
	教職員との関係をめぐめる問題		7	6	13
	学業の不振		31	72	103
	進路に係る不安		2	7	9
	クラブ活動、部活動等への不応		0	8	8
	学校のきまり等をめぐめる問題		11	4	15
	入学、転編入学、進級時の不応		11	56	67
	家庭の生活環境の急激な変化		13	23	36
	親子の関わり方		76	70	146
家庭に係る状況	家庭内の不和		7	21	28
本人に係る状況	生活リズムの乱れ、あそび、非行		38	64	102
	無気力、不安		92	247	339
不明			2	0	2
計			324	708	1032

※複数回答可

(人)

【上記 区分について】

* 学校に係る状況

- ① いじめ・・・・・・・・・・・・・・・・本調査で定容するいじめに該当するもの
- ② いじめを除く友人関係をめぐる問題・・仲違い等
- ③ 教職員との関係をめぐる問題・・・・・・・・教職員の強い叱責、注意等
- ④ 学業の不振・・・・・・・・成績の不振、授業が分からない、試験が嫌い等
- ⑤ 進路にかかる不安・・・・・・・・将来の進路希望が定まらない等

* 家庭に係る状況・・・家庭の生活環境の急激な変化、親子関係をめぐる問題、家庭内の不和等

* 本人に係る状況・・・生活リズムの乱れ、遊び、非行、無気力、不安

不登校になったきっかけと考えられる状況は個々に異なり多種多様である。また、複数の状況がきっかけとなっているケースも多く複雑である。

「学校に係る状況」は 379 人、「家庭に係る状況」は 210 人、「本人に係る状況」は 441 人となっている。「学校に係る状況」の内訳をみると、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が 163 人と最も多く、続いて「学業の不振」が 103 人となっている。なお、「教職員との関係をめぐる問題」には、教員による体罰や暴言等、不適切な言動や指導が不登校の原因となっているケースが含まれている可能性があることに留意する必要がある。

4 相談指導を受けた学校内外の機関等

	小学校	中学校	計
教育支援センター（適応指導教室「つばさ」）	24 (12)	168 (164)	192 (176)
教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関	44 (7)	33 (12)	77 (19)
児童相談所、福祉事務所	5 (0)	15 (11)	20 (11)
保健所、精神保健福祉センター	0 (0)	5 (3)	5 (3)
病院、診療所	31 (1)	20 (6)	51 (7)
民間団体、民間施設	13 (7)	38 (28)	35 (51)
上記以外の機関等	3 (0)	0 (0)	3 (0)
養護教諭による専門的な相談を受けた	64	155	219
スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた	128	353	481
上記の相談指導を受けていない	10	70	80
※()の数字は、「指導要綱上出席扱い」となった欠席人数	(人)		

相談指導を受けた学校外の機関としては、教育支援センター（適応指導教室「つばさ」）が最も多く、教育センターの教育相談やスクールソーシャルワーカー、児童相談所や子ども家庭支援センター、フリースクールなどの民間施設等、病院などが挙げられている。

また、学校内では、身近な相談相手となる養護教諭やスクールカウンセラーにつながっているケ

ースが多い。多くの場合、学校外の機関や校内の教職員とつながり、相談指導を受けているが、その一方で、学校外の機関や校内の教職員のいずれともつながっておらず、相談指導等を受けていないケースが小学校では 10 人、中学校では 70 人存在する。今後は、相談指導等を全く受けていない不登校児童生徒をなくしていく必要がある。

教員の資質・能力の向上	「登校支援アドバイザー」の派遣	教育委員会及び教育センターの担当職員と連携・協力し、国々の不登校児童生徒への効果的な対応への助言を行うための限として、専門家に「登校支援アドバイザー」を要請し、学校の要請に応じて派遣する。				
		令和3年度	4年度	5年度	6年度～	継続
		実施				
図に示した支援	事業名	事業内容及びスケジュール（年度）	不登校の初期や、段階的な復帰等に児童・生徒が主体的に居場所とできるスペースの確保及び人員の配置を学校が行うに際し、必要な措置の取扱いがガイドライン（改訂版）」に基づき、校長が受当だと判断した場合については出席として取扱う。			
			令和3年度	4年度	5年度	6年度～
			実施			継続
図に示した支援	事業名	事業内容及びスケジュール（年度）	不登校児童生徒の出席に関する情報交換を活用し、連携した対応を行う。			
			令和3年度	4年度	5年度	6年度～
			実施			継続

2 教育委員会の取組

教員の資質・能力の向上	事業名	事業内容及びスケジュール（年度）	各種調査の分析手法の研修や実際の結果を分析する研修を実施し、校内におけるアセスメントの向上を図る。また、教育相談研修、「登校支援コーディネーター」や「不登校対策推進担当」に対する研修等において不登校対策に関する専門的な研修を行い、教員の資質・能力の向上を図る。			
			令和3年度	4年度	5年度	6年度～
			実施			見直し
図に示した支援	事業名	事業内容及びスケジュール（年度）	本区の不登校対策事業の説明や各校の不登校の現状や取組について情報交換を行う「連絡協議会」を実施し、効果的・先進的な取組の普及を図る。			
			令和3年度	4年度	5年度	6年度～
			実施			継続

教員の資質・能力の向上	事業名	事業内容及びスケジュール（年度）	不登校の初期や、段階的な復帰等に児童・生徒が主体的に居場所とできるスペースの確保及び人員の配置を学校が行うに際し、必要な措置の取扱いがガイドライン（改訂版）」に基づき、校長が受当だと判断した場合については出席として取扱う。			
			令和3年度	4年度	5年度	6年度～
			実施			継続
図に示した支援	事業名	事業内容及びスケジュール（年度）	不登校児童生徒の出席に関する情報交換を活用し、連携した対応を行う。			
			令和3年度	4年度	5年度	6年度～
			実施			継続

資料編

資-I-1 国の不登校施策の動向

1 国の不登校施策の動向

(1) 法の整備

国は、平成 28 年 12 月 14 日に、不登校児童・生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会を確保することを目的として、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」を公布した。

また、平成 29 年 3 月には、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」を策定した。

「教育の機会確保法」における不登校児童生徒の定義は、

第二条第三号

相当の期間学校を欠席する児童生徒であつて、学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のために就学が困難である状況として文部科学大臣が定める状況にあると認められるものをいう。

と示された。

(2) 「不登校児童生徒への支援の在り方について（平成 28 年 9 月 14 日通知）」

文部科学省では、平成 27 年 1 月に「不登校に関する調査協力者会議」を発足させ、「不登校児童生徒の実情の把握・分析」「学校における不登校児童生徒への支援の現状と改善方策」「学校外における不登校児童生徒への支援の現状と改善方策」「その他不登校に関連する施策の現状と課題」について、総合的・専門的な観点から検討を行い、平成 28 年 7 月に「不登校児童生徒への支援に関する最終報告～一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進～」を取りまとめた。その中で、

- 不登校については、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得ることとして捉える必要がある。
- 不登校についてはその要因や背景が多様・複雑であることから、学校や教育関係者が一層充実した指導や家庭への働きかけ等を行うとともに、学校への支援体制や関係機関との連携協力者等のネットワークによる支援等を図ることが必要である。
- 不登校とは、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を「問題行動」と判断してはならない。

という観点が示された。

また、取組の充実に向けて

○ 「児童生徒理解・教育支援シート」を活用した組織的・計画的支援

○ 不登校が生じないような学校づくり

○ 不登校児童生徒に対する効果的な支援の充実

○ 不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保

等が掲げられ、特に「不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保」では、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保する必要があること、また、夜間中学において、本人の希望を尊重した上で受入れも可能であることが示された。

さらに、別記1において、不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについては、「『保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれている』等一定の要件を満たすとともに、当該施設への通所又は入所が学校への復帰を前提とし、かつ、不登校児童生徒の自立を助ける上で有効・適切であると判断される場合に、指導要録上出席扱いとすることができると記載された。

(3) 「不登校児童生徒への支援の在り方について（令和元年10月25日通知）」

平成30年12月から、「不登校に関する調査研究協力者会議」及び「フリースクール等に関する検討会議」を行い、教育の機会確保法の執行状況等の検討を行った。その議論の取組とあわせての過程の中で、過去の不登校施策に関する通知における不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いに係る記述について、法や基本方針の趣旨との関係性について、誤解の生じるおそれがあるとの指摘があったことから、これまでの不登校施策に関する通知について改めて整理し、新たに「不登校児童生徒への支援の在り方について」と通知された。

また、「＜別記1＞義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」及び「＜別記2＞不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」及び「＜別記3＞不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」等の通知により、不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合及び、自宅においてICT（通知以前はITT）等を活用した学習活動を行った場合の出席の取扱いについて、「学校への復帰（に向けての取組であること）を前提として」という文言がなくなり、「当該施設における相談・指導が社会的な自立を目指すもの（別記1）」「その学習活動が児童生徒の自立を助ける上で有効・適切である（別記2）」と示された。

しかし、学校への復帰について求めないということではなく、本通知の「1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方（3）不登校の理由に応じた働きかけや関わり方の重要性」では、「不登校児童生徒が、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、児童生徒自身を見守りつつ、不登校のきっかけや継続理由に応じて、その環境づくりのために適切な支援や働きかけを行う必要があること。」とある。

また、別記1及び別記2では、出席扱いの要件の中で、「不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施している（学習活動）」と評

価できる場合」と記載されている。

なお、以下の通知については、本通知をもって廃止となった。

○ 「登校拒否問題への対応について」（平成4年9月24日付け文部省初等中等教育局長通知）

○ 「不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」（平成17年7月6日付け文部科学省初等中等教育局長通知）

○ 「不登校児童生徒への支援の在り方について」（平成28年9月14日付け文部科学省初等中等教育局長通知）

2 国における不登校児童・生徒の状況

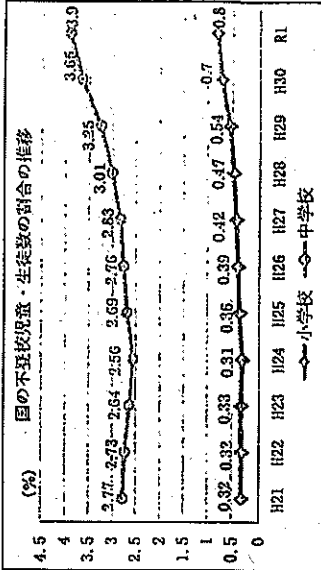
(1) 10年間にわたる国の不登校児童・生徒数の割合

文部科学省は、児童・生徒の問題行動・不登校等について、全国の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導（東京都では生活指導）上の取組のより一層の充実を図るとともに、実態把握を行うことで児童・生徒の問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応につなげていくことを目的として、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を毎年実施している。

本調査における「不登校児童生徒」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」を対象としている。

不登校としての具体例

- ・ 友人関係又は教職員との関係に課題を抱えているため登校しない（できない）。
- ・ 遊ぶためや非行グループに入っていることなどのため登校しない。
- ・ 無気力でなんとなく登校しない。迎えに行ったり強く催促したりすると登校するが怠慢さしない。
- ・ 登校の意思はあるが、身体の不調を訴え登校できない。漠然とした不安を訴え登校しないなど、不安を理由に登校しない（できない）。



平成21年度から令和元年度までの10年間にわたる国の不登校児童・生徒数の割合は、小学校、中学校ともに、平成25年度から6年間、増加傾向となっている。

(2) 令和元年度における国の不登校の状況
【理由別長期欠席者数（不登校等）】

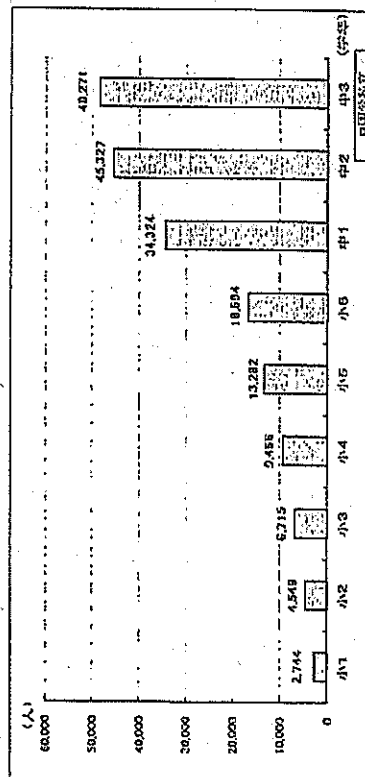
区分	在校児童数	理由別長期欠席者数					その他	計	
		病気	経済的 理由	不登校		うち出席日 数が10日 以下の者			
				うち90日 以上欠席 している者	うち出席日 数が0日 の者				
小学校	6,395,842	23,198 24.9% 0.36%	11 0% 0%	53,350 57.3% 0.83%	22,632 24.3% 0.35%	4,249 4.6% 0.07%	1,601 1.7% 0.03%	16,499 17.7% 0.26%	93,058 100% 1.45%
中学校	3,248,093	25,779 15.6% 0.79%	19 6% 0%	127,922 78.6% 3.94%	78,225 48.1% 2.41%	18,037 11.1% 0.56%	5,757 3.5% 0.18%	9,016 5.5% 0.28%	162,736 100% 5.01%

※ 小・中学校ともに、中・高は長期欠席者数における割合 下段は在籍児童・生徒数における割合

平成元年度の長期欠席者のうち不登校の割合は、小学校で57.3%、中学校で78.6%となっており、小学校で2人に1人、中学校で4人のうち3人が不登校となっている。また、中学校では、不登校生徒のうち、90日以上欠席している生徒の割合が61.2%と、不登校者の6割以上を占めていることから、不登校の長期化もみられる。

不登校出現率（在籍児童・生徒数に対する不登校児童・生徒数の割合）は、小学校で0.83%、中学校で3.94%であった。平成30年度と比較して、小学校で0.13ポイント増（前年度0.70%）、中学校で0.29ポイント増（前年度3.65%）であり、不登校出現率が大きく増加していることが分かる。

【学年別の不登校の状況】



【小学校】

区分	長期欠席児童数(A)	不登校(B)	
		うち、90日以上欠席している者(B)	うち、出席日数が10日以下の者(B)
小1	6,983	2,744	754
小2	9,385	4,549	1,597
小3	12,054	6,715	2,487
小4	15,555	9,455	3,785
小5	20,589	13,282	5,884
小6	25,521	18,504	8,215
計(C)	90,089	53,350	22,632

【中学校】

区分	長期欠席生徒数(A)	不登校(B)	
		うち、90日以上欠席している者(B)	うち、出席日数が10日以下の者(B)
中1	44,225	34,324	17,780
中2	57,855	45,327	28,055
中3	60,856	40,271	32,339
計(C)	162,736	127,922	78,223

※ 中・高は長期欠席児童・生徒数(A)に対する割合 下段は計(C)に対する割合

不登校児童・生徒数を学年別で見ると、小学校第3学年で6,000人以上となり、第5学年で1万人を超えている。中学校になると3万人を超え、小学校第6学年の2倍以上となっている。

長期欠席者数における不登校の割合を見ると、小学校第311学年で50%を上回り、中学校の全学年で75%を超えている。

(3) 令和元年度における国の不登校の要因

区分	不登校の要因									
	いじめ	いじめ以外の関係	いじめ以外の関係	いじめ以外の関係	いじめ以外の関係	いじめ以外の関係	いじめ以外の関係	いじめ以外の関係	いじめ以外の関係	その他
合計	232	5,402	1,207	2,201	1,125	32	356	1,139	965	21,232
小学校	9,431	10,221	2,421	4,231	1,125	32	356	1,139	965	21,232
中学校	140	2,254	1,186	4,239	289	31	143	813	1,207	2,254
計	9,571	12,475	3,607	8,470	1,414	63	500	1,952	2,172	23,486

区分	不登校の要因									
	いじめ	いじめ以外の関係	いじめ以外の関係	いじめ以外の関係	いじめ以外の関係	いじめ以外の関係	いじめ以外の関係	いじめ以外の関係	いじめ以外の関係	その他
合計	232	5,402	1,207	2,201	1,125	32	356	1,139	965	21,232
小学校	9,431	10,221	2,421	4,231	1,125	32	356	1,139	965	21,232
中学校	140	2,254	1,186	4,239	289	31	143	813	1,207	2,254
計	9,571	12,475	3,607	8,470	1,414	63	500	1,952	2,172	23,486

※ 「主たるもの」については、「長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した児童生徒全員につき

※ 「主たる要因を一つ選択

※ 「主たるもの以外にも当てはまるもの」については、主たるもの以外で当てはまるものがある場合は、一人につき2つまで選択可

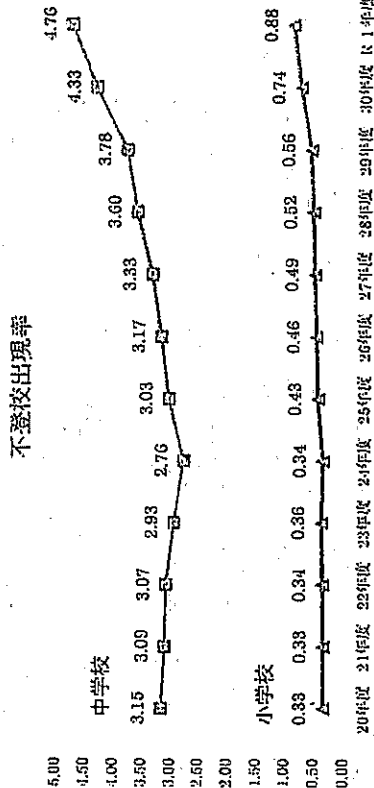
※ 下段は、不登校児童生徒数に対する割合

資-Ⅱ-東京都の不登校施策の動向

1 令和元年度における東京都の不登校児童・生徒の状況
長期欠席者数の状況（表中の（ ）は、平成30年度の数値である。）

項目	病気	経済的 理由	不登校 出現率(%)		その他	計
			不登校	出現率		
小学校	1,939 (2,072)	0 (0)	5,217 (4,318)	0.88 (0.74)	1,819 (1,475)	8,975 (7,865)
中学校	1,718 (1,664)	0 (0)	10,851 (9,870)	4.76 (4.33)	874 (804)	13,443 (12,338)
計	3,657 (3,736)	0 (0)	16,068 (14,188)	1.96 (1.75)	2,783 (2,279)	22,418 (20,203)

【不登校出現率】



東京都では、平成24年度を境に、不登校の出現率は増加傾向にある。平成30年度から令和元年度においては、小学校で0.31ポイント減少し、中学校では0.12ポイント増加している。全国では増加している中学校の出現率が、東京都では今回、減少に転じている。

2 東京都の不登校施策

都では、不登校の増加を喫緊の課題として捉え、次のような取組を行っている。

【東京都の不登校対策の取組】

- 不登校について早急に対応する必要がある中学校に対し、組織的な指導体制の確立を図るため、不登校加配教員を配置
- 児童・生徒の相談等に対応するため、スクールカウンセラーを全校に配置